



# 洞峰学園だより

洞峰学園

令和6年3月1日発行



## 令和5年度がもうすぐ修了 一年間で大きく成長しました

早いもので今年度も締めくくりの時期になりました。学校では、残りの日数を、一年間でどう成長したかを振り返り、次年度に向けた準備をしていきます。

6年生、9年生は、進級・進学に向けて、最後まで目標に向かって努力することを期待しています。

2月9日に第3回洞峰学園コミュニティー・スクール推進委員会を行いました。今年度の活動を振り返る「学校評価」について協議し、次年度に向けた建設的な御意見をいただきました。また、「児童生徒に身に付けさせたい力とは何か、これからのCSの方向性を考える。」をテーマに熟議しました。貴重な御意見をありがとうございました。



大谷翔平グローブお披露目会（二の宮小）

## 各学校の取り組み紹介

### 【小野川小学校】

#### マスコットキャラクター「おのまるん」です！

小野川小のマスコットキャラクターが決まりました。その名は「おのまるん」。たくさんの候補の中から選ばれました。額には小野川小の校章、赤いマントをひるがえし、自然豊かな小野川を想起させるズボンをはいています。新しいシンボルを子供たちがどのように活用していくか。考え抜いて実現する喜びを味わえるきっかけになるよう後押ししていきたいと思ひます。



#### ダンスクラブ発表会

ノリの良い曲が体育館いっばいに流れる中、ダンスクラブの発表会が開催されました。グループ毎の発表でしたが、クラブの子供たちは全曲踊れてしまうレベルの高さ。皆とてもステキでした！



#### 科学出前授業

エキスポセンターの先生を招いて科学出前授業をしました。3年生は鏡を使った実験や手作り万華鏡を作り、4年生は体育館にふくらませた大きなプラネタリウムで星座の観察です。みんな科学を楽しんでいました。



### 【東小学校】

#### 出前授業～専門家の講義を聞いて～

今年度もたくさんのゲストティーチャーによる出前授業を実施しました。写真は筑波大の先生による出前授業です。世界の国々について知ることで日本との違いやよさに気づき、そのことを自分の将来へどうつなげていくかを考える授業でした。その他にも近くに研究機関よりたくさんのゲストティーチャーをお招きしました。専門的な知識を学習することは、知識や理解を深め思考力の向上につながりました。



#### 親子親睦会～親子で協力、楽しみました～

6年生と4年生がそれぞれ親子親睦会を行いました。6年生は、最高学年としての成長の姿を保護者に見てもらい、自分の成長を確認しました。4年生は、今の自分をふりかえったりこれからなりたい自分を思い描いたりしましたことを「10才のわたし未来のわたし」として発表しました。どちらの学年とも行事の企画立案を通して成長と達成感を味わうことができ、親子の親睦も深めることができました。



### 【二の宮小学校】

#### 学校評価検討委員会を行いました

1月29日に学校評価結果（児童・保護者・教職員）について、職員・保護者・地域の専門家等と成果や課題を情報共有し、次年度の展望をもつ会議を対面とオンラインにて実施しました。市のプレゼンテーションコンテストでの様子を見ていただき、学校評価の結果に基づき次年度に向け、よりよい学校づくりのための御意見をいただきました。貴重な御意見をありがとうございました。今後の教育活動に生かしていきます。



#### 1・2月の各学年の活動から

- 1年生「昔遊び体験」：保護者ボランティアや担外の先生方と楽しく活動。コマ回しが人気でした。（1/25）
- 2年生「なわ跳び検定」：保護者ボランティアに協力していただき、検定を実施。記録更新を喜んでいました。（1/25）
- 3・4年生「そろばん授業」：GTを招いてのそろばん授業を実施。五珠を使った計算の仕方を教えてもらい、楽しく学習を進めることができました。（1/15～1/25）
- 5年生「いのちの授業」：GTを招いて、生命の誕生や神秘について学び、生命の大切さを深く考えました。（2/13）
- 6年生「国際理解講座」：中国と韓国の留学生を招いてプレゼンをしてもらいました。文化や生活の違いを知り、6年生にとってとても楽しい時間となりました。（2/9）

### 【谷田部東中学校】

#### SNSとの付き合い方を理解しよう！

1月25日（木）、弁護士による人権集会を行いました。講師の先生は、「ふくろう総合法律事務所」の宮本 純先生です。集会のねらいは、「SNSによる人権侵害の実例や法的対応を知り、SNSの危険性を理解することで、正しく判断して使用する態度を育てる」です。事例として、①画像のいたずら加工、隠し撮り動画を拡散する②「なりすまし」による誹謗中傷③顔が見えない相手からの誹謗中傷が示されました。匿名性が高く、簡単に誹謗中傷が行われるため、容易に被害者にも加害者にもなり得ること、いじめの中でも密着性が高く、早期発見が難しいこと、情報が短期間で拡散し一度掲載された情報を削除することはほぼ不可能であることなどが示されました。法的な対応として、刑法（暴行、傷害、脅迫、強要、恐喝、名誉毀損、侮辱・・・にあたる）民法（慰謝料などの損害賠償請求をされる）があるということです。最後に、宮本弁護士から、「より良い方向へかじ取りしていくのは若い皆さんの役目です。一人ひとりが人間らしい生活をできるようみんなですっくと頑張ってください。」とお言葉をいただきました。



#### 学年末PTA授業参観及び懇談会 2月17日（土）

お忙しい中、ご来校いただきありがとうございました。